

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成27年12月24日(2015.12.24)

【公表番号】特表2015-506303(P2015-506303A)

【公表日】平成27年3月2日(2015.3.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-014

【出願番号】特願2014-549598(P2014-549598)

【国際特許分類】

B 6 0 C 9/18 (2006.01)

B 6 0 C 9/00 (2006.01)

D 0 7 B 1/06 (2006.01)

【F I】

B 6 0 C 9/18 J

B 6 0 C 9/00 M

B 6 0 C 9/00 G

B 6 0 C 9/00 A

B 6 0 C 9/00 H

D 0 7 B 1/06 A

【手続補正書】

【提出日】平成27年11月4日(2015.11.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- カーカス構造(2)と、  
 - 前記カーカス構造(2)に対して半径方向外側位置に配置されたベルト構造(10)と、  
 - 前記ベルト構造(10)に対して半径方向外側位置に配置されたトレッドバンド(20)と、  
 を含み、

前記ベルト構造(10)が、実質的な周方向に沿って配向された隣接するコイル(11a)に従い前記カーカス構造(2)に巻かれた少なくとも1つの補強コード(11)を含み、

前記少なくとも1つの補強コード(11)が、  
 - 非金属材料で作製されたコア(12)と、  
 - 実質的に互いに平行し、且つ前記コア(12)に所定の巻線ピッチで螺旋状に巻回された複数の金属ワイヤ(13)と、  
 を含み、

前記金属ワイヤ(13)が、前記補強コード(11)の任意の断面において、それらが前記コア(12)に外接する理想的円周(C)のある角度部分だけに配されるように前記コア(12)の周りに配置されており、

前記コア(12)が、互いに撲り合わせられた少なくとも2つの細長要素(12a、12b)、又は、単独で撲られた单一の細長要素を含む、  
二輪車用のタイヤ(100)。

【請求項2】

前記角度部分が約40°～約270°に含まれる角度によって画定される、請求項1に記載のタイヤ(100)。

【請求項3】

前記コア(12)の直径と、前記金属ワイヤ(13)の直径と、前記金属ワイヤ(13)の前記巻線ピッチとが、前記金属ワイヤ(13)が実質的な周方向に対して10°～40°に含まれる角度で傾斜するように選択される、請求項1又は2に記載のタイヤ。

【請求項4】

前記金属ワイヤ(13)の数が2～8に含まれる、請求項1～3のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項5】

前記金属ワイヤ(13)の数が5に等しい、請求項1～4のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項6】

前記金属ワイヤ(13)の直径が約0.12mm～約0.35mmに含まれる、請求項1～5のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項7】

前記金属ワイヤ(13)が実質的に相接の状態にある、請求項1～6のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項8】

前記少なくとも1つの補強コード(11)が約0.5mm～約2.5mmに含まれる直径を有する、請求項1～7のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項9】

前記巻線ピッチが約3mm～約16mmに含まれる、請求項1～8のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項10】

前記少なくとも1つの補強コード(11)が2.5%超の破断点伸度を有する、請求項1～9のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項11】

前記少なくとも1つの補強コード(11)が0.5%超の部分荷重伸度を有する、請求項1～10のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項12】

前記コア(12)が纖維質材料を含む、請求項1～11のいずれか一項に記載のタイヤ(100)。

【請求項13】

前記纖維質材料が、ガラス纖維及び／又は炭素纖維及び／又は玄武岩纖維及び／又はホウ素纖維の中から選択された無機材料を含む、請求項12に記載のタイヤ(100)。

【請求項14】

前記纖維質材料が、ポリエチレンテレフタレート、ポリアミド、芳香族ポリアミド、ポリビニルエステル、ポリビニルアルコール、ポリエチレンナフタレート、ポリケトン、再生セルロースの糸、綿及びそれらの混成物又は混合物の中から選択された有機材料を含む、請求項12に記載のタイヤ(100)。